

高齢者虐待を 防ごう！



高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者としたうえで、「高齢者虐待」を、養護者(家族、親族等)による虐待と養介護施設従事者(老人福祉施設職員等)などによる虐待に分けて定義しています。

高齢者への虐待を「しない」「させない」「見過ごさない」ために虐待について正しい理解・知識を持ちましょう。



うつくしま、ふくしま。
福島県

《《 こんなことが「高齢者虐待」です 》》

～虐待を早期に発見するポイント～

- 高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待を大きく5つに区分しています。
- 高齢者虐待を早期に発見するためには、日頃から高齢者や家族・介護者が発するサインを見逃さないことが大切です。ただし、以下に示した高齢者が発するサインの例はあくまでも目安であり、この他にもさまざまなサインがあります。高齢者に対する虐待を見たり聞いたりしたとき、あるいは「虐待かな?」と思ったときは、まず市町村の高齢者虐待対応窓口にご相談しましょう。



身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

具体的には…

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる など
- ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に与えたりして身体を拘束する など

高齢者が発するサインの例

- 説明のつかないケガ、傷、あざ、やけどなどがある。
- 「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある。
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
- 傷やあざに関する説明のつじつまが合わない。

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など、高齢者の養護を著しく怠ること。

具体的には…

- 髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- 空腹状態が続いていたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- 劣悪な住環境の中に放置し生活させるなど

高齢者が発するサインの例

- 居住する部屋、住居が極端に非衛生的である、または異臭がする。
- 汚れたままの下着を身につけている。おむつ交換がされていない。
- 身体から強い異臭がする。髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている。
- 適度な食事が準備されていない。
- 疾患の症状が明白であるにもかかわらず、医師の診断を受けていない。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応など、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体的には…

- 排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる
- 子ども扱いをする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う など

高齢者が発するサインの例

- 食欲の変化が激しく、摂食障害(過食・拒食)がみられる。
- 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など)を訴える。
- 過度の恐怖心、怯えを示す。
- 強い無力感、あきらめ、投げやりな態度がみられる。
- 情緒が不安定である。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

具体的には…

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

高齢者が発するサインの例

- 下半身などに出血や傷がみられる。
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分するなど、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

具体的には…

- 必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金、預貯金などを本人の意思、利益に反して使用する など

高齢者が発するサインの例

- 年金や財産収入等があるにもかかわらず、お金がないと訴える。
- サービスの費用負担や生活費の支払いができなくなる。
- 知らない間に預貯金が引き出されたと訴える。

高齢者の虐待に気づいたら

家庭での虐待に気づいたら

虐待に気づいた人は、高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合、市町村へ通報する義務があります。また、虐待を受けている高齢者本人も届出することができます。

市町村の役割

事実の確認などを行い、必要な場合は高齢者を保護します。また、地域包括支援センターなどによる相談支援や居宅サービスの提供など、養護者を支える取り組みを行います。

虐待の発見者

通報

虐待を受けた高齢者本人

届出

市町村・地域包括支援センター など

高齢者の安全・事実の確認

●情報収集 ●家庭訪問 ●立入調査（必要時、警察への援助要請）

高齢者の保護

施設入所、ショートステイなど

養護者の支援

居宅サービスなどの提供や保健・福祉・医療関係者による相談支援 など

施設などで虐待に気づいたら

施設などの職員が虐待に気づいたときは市町村へ通報する義務があります（通報者の秘密は守られます）。職員以外の人でも、高齢者の生命や身体に重大な危険性がある場合は通報する義務があります。また虐待を受けている高齢者本人も市町村へ届出することができます。

市町村・都道府県の役割

老人福祉法、介護保険法による監督権限を使って、施設などの運営を改善させることにより、高齢者の虐待防止や保護を図っていきます。

虐待の発見者

通報

虐待を受けた高齢者本人

届出

市 町 村

事実の確認、訪問調査など

必要に応じて都道府県に相談・報告

都 道 府 県

施設などに対する
監督権限の行使

施設などに対する 監督権限の行使、虐待状況の公表

早期の対応で高齢者虐待を 防止しましょう

虐待に気づいたり虐待かな？
と思ったら、一人で抱え込んだり、悩んだりせず、早めに下記の市町村や地域包括支援センターなどの虐待対応窓口にご相談しましょう。

●地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、平成18年4月より高齢者の生活を支える拠点として設置された総合機関です。虐待の防止・早期発見、権利擁護事業などの高齢者の人権や財産を守る取り組みから、介護保険、介護予防のマネジメントなど、さまざまな支援を包括的・継続的に行っています。

高齢者虐待に関する相談・通報等窓口

市町村名	市町村担当窓口		地域包括支援センター等窓口	
	担当課名等	電話番号	施設名等	電話番号
福島市	長寿福祉課	024-525-7657	福島市中央地域包括支援センター	024-533-8891
			福島市渡利地域包括支援センター	024-515-3135
			福島市南地域包括支援センター	024-547-2345
			福島市清水東地域包括支援センター	024-558-7300
			福島市清水西地域包括支援センター	024-591-4876
			福島市信陵地域包括支援センター	024-557-7773
			福島市北信東地域包括支援センター	024-553-1555
			福島市東部地域包括支援センター	024-525-7888
			福島市北信西地域包括支援センター	024-552-5544
			福島市清明・吉井田地域包括支援センター	024-546-6222
			福島市飯坂南地域包括支援センター	024-542-8779
			福島市飯坂北地域包括支援センター	024-542-6633
			福島市飯坂東地域包括支援センター	024-542-7777
			福島市松川地域包括支援センター	024-567-5840
			福島市信夫地域包括支援センター	024-593-0151
福島市吾妻東地域包括支援センター	024-555-3505			
福島市吾妻西地域包括支援センター	024-591-3708			
二本松市	高齢福祉課	0243-23-1111	二本松市地域包括支援センター	0243-23-3600
伊達市	高齢福祉課	024-577-3127	伊達市梁川地域包括支援センター	024-577-6111
			伊達市保原地域包括支援センター	024-574-4774
			伊達市伊達地域包括支援センター	024-551-2144
			伊達市霊山・月館地域包括支援センター	024-586-1323
本宮市	高齢福祉課	0243-33-1111	本宮市地域包括支援センター	0243-33-1111
桑折町	福祉介護課	024-582-1134	桑折町地域包括支援センター	024-582-1180
国見町	保健福祉課	024-585-2793	国見町地域包括支援センター	024-585-2125
川俣町	保健福祉課	024-566-2111	川俣町地域包括支援センター	024-538-2600
飯野町	保健福祉課	024-562-4307	飯野町地域包括支援センター	024-562-4110
大玉村	健康福祉課	0243-48-3131	大玉村地域包括支援センター	0243-48-3131

市町村名	市町村担当窓口		地域包括支援センター等窓口	
	担当課名等	電話番号	施設名等	電話番号
郡山市	長寿福祉課	024-924-2401	郡山北部地域包括支援センター	024-931-3032
			郡山中央地域包括支援センター	024-925-5858
			郡山南部地域包括支援センター	024-991-5811
			郡山西部地域包括支援センター	024-923-6221
			芳賀・小原田地域包括支援センター	024-941-1121
			富田地域包括支援センター	024-935-0522
			大槻・逢瀬地域包括支援センター	024-962-3945
			大成・大槻東地域包括支援センター	024-962-7013
			安積地域包括支援センター	024-946-9088
			三穂田地域包括支援センター	024-946-1527
			片平・喜久田地域包括支援センター	024-962-0354
			日和田・西田地域包括支援センター	024-958-6878
			富久山地域包括支援センター	024-934-5340
			湖南地区地域包括支援センター	024-992-0291
			熱海地域包括支援センター	024-984-6868
			田村地域包括支援センター	024-955-4013
郡山東部・中田地域包括支援センター	024-956-8200			
須賀川市	高齢福祉課	0248-88-8116	須賀川中央地域包括支援センター	0248-88-8211
			須賀川西部地域包括支援センター	0248-75-3222
			須賀川東部地域包括支援センター	0248-79-1551
			須賀川長沼・岩瀬地域包括支援センター	0248-67-3113
田村市	生活福祉部福祉課	0247-81-2273	田村市地域包括支援センター	0247-81-1307
鏡石町	健康福祉課	0248-62-2115	鏡石町地域包括支援センター「あんしんかん」	0248-92-3212
天栄村	健康福祉課	0248-82-2115	天栄村地域包括支援センター	0248-82-3833
石川町	保健福祉課	0247-26-9123	石川町地域包括支援センター	0247-26-4606
玉川村	健康福祉課	0247-57-4623	玉川村地域包括支援センター	0247-57-4620
平田村	健康福祉課	0247-55-3119	平田村地域包括支援センター	0247-55-3125
浅川町	住民保健課	0247-36-4124	浅川町地域包括支援センター	0247-36-4723
古殿町	生活福祉課	0247-53-4616	古殿町地域包括支援センター	0247-53-4847
三春町	保健福祉課	0247-62-3166	三春町地域包括支援センター（三春町福祉会館）	0247-62-8586
小野町	健康福祉課	0247-72-6934	小野町地域包括支援センター	0247-72-6934
白河市	高齢福祉課	0248-22-1111	白河市地域包括支援センター	0248-21-0332
西郷村	健康推進課	0248-25-3910	西郷村地域包括支援センター	0248-25-5121
泉崎村	保健福祉課	0248-54-1333	泉崎村地域包括支援センター	0248-54-1777
中島村	保健福祉課	0248-52-2174	中島村地域包括支援センター	0248-52-3400
矢吹町	保健福祉課	0248-44-2300	矢吹町地域包括支援センター	0248-44-5233
棚倉町	健康福祉課	0247-33-7801	棚倉町社会福祉協議会地域包括支援センター	0247-33-7811
矢祭町	健康福祉課	0247-46-4573	矢祭町地域包括支援センター	0247-46-3770
塙町	保健福祉課	0247-43-2227	塙町地域包括支援センター	0247-43-2227
鮫川村	住民福祉課	0247-49-3113	鮫川村地域包括支援センター	0247-29-1233
会津若松市	高齢福祉課	0242-39-1290	会津若松市若松第1地域包括支援センター	0242-36-6770
			会津若松市若松第2地域包括支援センター	0242-27-0211
			会津若松市若松第3地域包括支援センター	0242-38-3090
			会津若松市若松第4地域包括支援センター	0242-37-7711
			会津若松市若松第5地域包括支援センター	0242-39-2779
			会津若松市北会津地域包括支援センター	0242-56-5005
			会津若松市河東地域包括支援センター	0242-75-4815

市町村名	市町村担当窓口		地域包括支援センター等窓口	
	担当課名等	電話番号	施設名等	電話番号
喜多方市	高齢福祉課	0241-24-5230	喜多方市地域包括支援センター	0241-21-8856
	熱塩加納総合支所	0241-36-2113	小野在宅介護支援センター	0241-23-1471
	塩川総合支所	0241-27-2153	天心ケアハイツ在宅介護支援センター	0241-25-7313
	山都総合支所	0241-38-3821	しょうぶ苑在宅介護支援センター	0241-23-0768
	高郷総合支所	0241-44-2113		
北塩原村	住民ふれあい課	0241-23-3113	北塩原村地域包括支援センター	0241-28-3755
西会津町	健康福祉課	0241-45-2214	にしあいづ地域包括支援センター	0241-45-3327
磐梯町	町民課	0242-74-1216	磐梯町保健福祉センター	0242-73-3101
			磐梯町地域包括支援センター	0242-73-3530
猪苗代町	保健福祉課	0242-62-2115	猪苗代町地域包括支援センター	0242-66-4127
会津坂下町	生活部	0242-84-1501	会津坂下町地域包括支援センター	0242-84-2700
湯川村	住民税務課	0241-27-8810	湯川村地域包括支援センター	0241-28-1585
			湯川村保健センター	0241-27-3110
柳津町	町民課	0241-42-2118	柳津町地域包括支援センター	0241-42-2550
三島町	町民課	0241-48-5565	三島町地域包括支援センター	0241-48-5044
金山町	保健福祉課 (H20.4.1~住民課)	0241-55-3408 (H20.4.1~変更予定)	金山町地域包括支援センター	0241-55-3409
昭和村	保健福祉課	0241-57-2645	昭和村地域包括支援センター	0241-57-2648
会津美里町	健康福祉課	0242-78-2112	会津美里町地域包括支援センター	0242-79-1250
下郷町	生活課	0241-69-1199	下郷町地域包括支援センター	0241-69-1199
桧枝岐村	住民課	0241-75-2502	(桧枝岐村役場) 住民課	0241-75-2502
只見町	保健福祉課	0241-84-7010	只見町地域包括支援センター	0241-84-7005
南会津町	健康福祉課	0241-62-6130	南会津町地域包括支援センター	0241-62-6130
南相馬市	高齢福祉課	0244-24-5239	南相馬地域包括支援センター	0244-25-3329
			小高地域包括支援センター	0244-44-1700
			鹿島地域包括支援センター	0244-46-4600
			原町東地域包括支援センター	0244-24-3390
相馬市	健康福祉課	0244-37-2174	相馬市地域包括支援センター	0244-36-2227
広野町	福祉環境グループ	0240-27-2115	広野町地域包括支援センター	0240-28-0152
檜葉町	住民福祉課	0240-25-2111	檜葉町地域包括支援センター	0240-25-4155
富岡町	健康福祉課	0240-22-2111	富岡町地域包括支援センター	0240-21-0210
川内村	保健福祉課	0240-38-2941	川内村地域包括支援センター	0240-38-2941
大熊町	住民課	0240-32-2111	大熊町地域包括支援センター	0240-32-3113
双葉町	保健福祉課	0240-33-2111	双葉町地域包括支援センター	0240-23-0333
浪江町	保険福祉課	0240-34-0226	浪江町地域包括支援センター (ふれあいセンターなみえ)	0240-34-4664
葛尾村	住民生活課	0240-29-2112	葛尾村地域包括支援センター	0240-29-2112
新地町	健康福祉課	0244-62-2931	新地町地域包括支援センター	0244-62-5580
飯館村	健康福祉課	0244-42-1620	飯館村地域包括支援センター	0244-42-1113
いわき市	長寿介護課	0246-22-7465	平地域包括支援センター	0246-22-1174
			小名浜地域包括支援センター	0246-53-4760
			勿来・田人地域包括支援センター	0246-63-2140
			常磐・遠野地域包括支援センター	0246-43-2151
			内郷・好間・三和地域包括支援センター	0246-27-8660
			四倉・久之浜大久地域包括支援センター	0246-32-2115
			小川・川前地域包括支援センター	0246-83-1411

その他の高齢者に関する相談窓口

県保健福祉事務所等

高齢者やその家族が抱える介護に関する悩みや心配ごとをはじめ、高齢者の保健や福祉に関する相談に応じます。

- | | |
|--------------|---------------|
| ● 県北保健福祉事務所 | ☎024-534-4156 |
| ● 県中保健福祉事務所 | ☎0248-75-7808 |
| ● 県南保健福祉事務所 | ☎0248-22-5478 |
| ● 会津保健福祉事務所 | ☎0242-29-5272 |
| ● 南会津保健福祉事務所 | ☎0241-63-0305 |
| ● 相双保健福祉事務所 | ☎0244-26-1133 |
| ● いわき地方振興局 | ☎0246-24-6204 |

福島県高齢者総合相談センター

日常生活の中での心配ごと・悩みごとのほか、高齢者の仕事などの相談に応じます。

- 福島市渡利字七社宮111番地 ☎024-524-2225
相談日 毎週月曜日～金曜日 時間 午前9時～午後5時

介護は一人で抱え込まないで！



社会的なサービスを効果的に活用することで、養護者の負担を軽減し、高齢者虐待を未然に防いだり、虐待の深刻化を避けられるケースも少なくありません。

また、専門家のアドバイスにより正しい介護方法などを知ること、適切に対応できることもあります。

介護を一人で抱え込まず、無理をせずに、さまざまなサービスや制度を利用していきましょう。

主な介護サービス

- **ホームヘルプサービス**
ホームヘルパーにより居宅で、介護や家事の支援サービスが受けられます。
- **デイサービス**
送迎により施設で、介護や機能訓練などのサービスが受けられます。
- **ショートステイサービス**
施設に短期間入所して、介護や機能訓練などのサービスが受けられます。

平成20年1月発行

福島県保健福祉部高齢保健福祉グループ

(平成20年4月より高齢福祉課に課名変更)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7163